

# 医療法人社団有信会呉記念病院介護医療院 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人社団有信会呉記念病院介護医療院(以下「施設」という。)において行う介護医療院サービスの事業(以下「事業」という。)は、要介護状態にあつて長期療養を必要とする入所者に対し常に人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下の介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行なう。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るものとする。

3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 施設は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行なう施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団有信会呉記念病院介護医療院
- (2) 所在地 広島県呉市郷原町 2379 番地 42

## (従業者の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する指定介護医療院サービスに係る従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、必要職及び員数については法令等による配置基準を下回らないものとする。

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 管理者   | 1名(常勤専従1名)           |
| (2) 医師    | 2名(常勤専従1名・非常勤専従1名)   |
| (3) 薬剤師   | 1名(非常勤専従1名)          |
| (4) 管理栄養士 | 1名(常勤専従1名)           |
| (5) 看護師   | 8名(常勤専従4名・非常勤専従4名)   |
| (6) 准看護師  | 6名(常勤専従4名・非常勤専従2名)   |
| (7) 介護職員  | 18名(常勤専従12名・非常勤専従6名) |

- (8) 理学療法士 1名(常勤専従1名)
- (9) 作業療法士 2名(常勤専従2名)
- (10) 言語聴覚士 1名(常勤専従1名)
- (11) 介護支援専門員 1名(常勤専従1名)
- (12) 相談員 2名(非常勤専従2名)

2 従業者は、介護医療院サービスの提供を行なう。

3 施設は、医療機関併設型介護医療院であり、医療法人社団有信会呉記念病院との常時連携が確保されていることから、夜間及び深夜において施設の入所者の症状が急変した場合には、当該病院の医師が速やかに診察を行う体制が確保されているため、宿直の医師を置かないこととする。

(入所者の定員)

第5条 入所者の定員は、I型療養床の50名とする。

(入所者に対する介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院のサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 診療及び療養上の管理
- (3) 機能訓練その他の必要な医療
- (4) 看護及び医学的管理の下における介護
- (5) 褥瘡の予防
- (6) 食事
- (7) 入浴
- (8) 排泄
- (9) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (10) レクリエーション等その他のサービスの提供
- (11) 相談・援助
- (12) 栄養管理
- (13) 口腔衛生の管理

(衛生管理等)

第7条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設において、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第8条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
  - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
  - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項に定めるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費(1日あたり) 多床室 377円, 従来型個室 1,668円

(2) 食費(1日あたり) 1,445円

(3) 入所者が選定する特別な病室の提供を行なったことに伴い必要となる費用。

411号室:3,300円/日、412号室:6,600円/日

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日

常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入所者に負担させることが適当である費用は、実費を徴収する。(別表のとおり)

- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 入所者が介護医療院サービスの提供を受ける際に入所者が留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより届け出ること。
- (3) 院内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力すること。
- (4) 機能訓練室を利用する際には、入所者の病状、心身の状況を的確に把握している主治医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の指導により設備、器具、その他の用品を使用すること。
- (5) 浴室を利用する際には、身体状況が安定し入浴により入所者の身体の状況等に支障を生ずることがないと主治医に確認した上で、定められた日時に利用すること。また、設備、器具その他の用品の使用に際しては、安全、清潔の保持に留意すること。
- (6) 院内での次の行為をしてはならない。
  - (イ) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - (ロ) 喧嘩、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
  - (ハ) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
  - (ニ) 指定した場所以外で火気を用いること。
  - (ホ) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと。
- (7) 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第 11 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上避難・救出訓練を行なう。

(苦情処理)

第 12 条 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会

に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報保護)

第13条 施設は、入所者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者または家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者または家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第14条 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第17条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持する。また、退職後も同様とする。
- 3 施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団有信会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。